

## 大仙公園基本計画の遺産影響評価書

### 要 約

本文書は世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」の遺産影響評価書である。

大仙公園基本計画は、既存の構成資産の保存管理および緩衝地帯の保全の枠組みを前提として、公園内のエリア区分並びにエリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものである。イコモスの「遺産影響評価実施についてのガイダンス」及び文化庁の「世界文化遺産の遺産影響評価にかかる参考指針」をふまえ、顕著な普遍的価値を伝える属性への影響を検討した結果、本計画は、百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値に負の影響を及ぼすことはなく、かつ適切な植栽管理が進むこと等により顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものと評価する。

### 目 次

1	はじめに	2
2	世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要	2
	（1）名称	
	（2）世界遺産一覧表への記載日	
	（3）構成資産一覧	
	（4）構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲	
	（5）顕著な普遍的価値	
	（6）国内法による資産の保全	
	（7）第 43 回世界遺産委員会における追加的勧告	
3	評価の方法及び実施主体者	6
4	計画の概要	7
	（1）名称	
	（2）対象範囲	
	（3）全体概要	
5	計画による資産への影響	17
	（1）「顕著な普遍的な価値」への影響	
	（2）「緩衝地帯の保全」への影響	
6	評価	19



## 1 はじめに

本文書は、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」のうち、百舌鳥エリアの構成資産に隣接、または構成資産を内包する大仙公園の将来像を示す「大仙公園基本計画」を対象とする遺産影響評価書である。

本計画に該当する構成資産は、2（3）構成資産一覧で示す 49 基のうちの 17 基である。

## 2 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の概要

### （1）名称

百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－

### （2）世界遺産一覧表への記載日

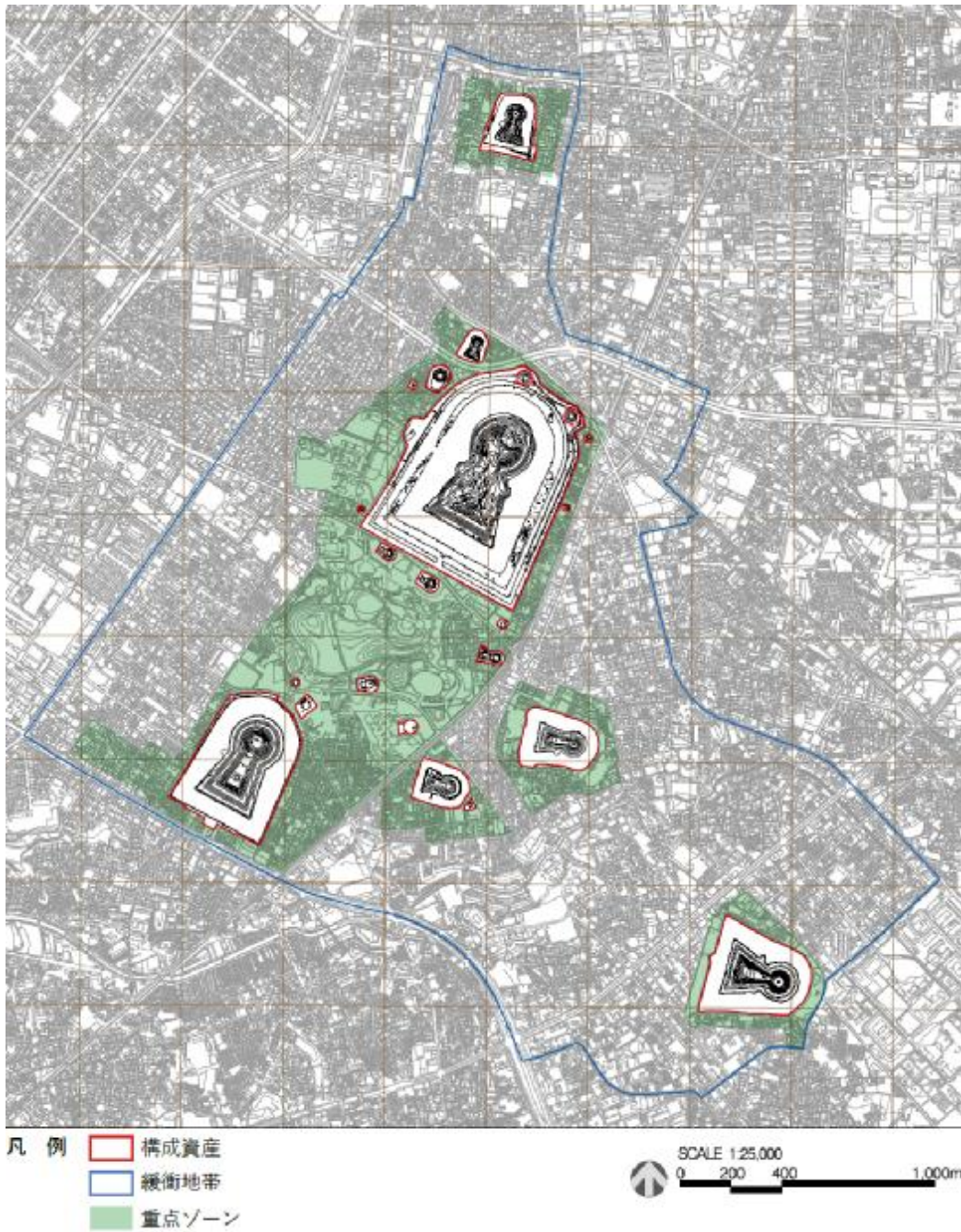
令和元年7月6日

### （3）構成資産一覧

資産 No.	構成資産の名称	所在地	中心座標		大仙公園都市計画決定区域に隣接する構成資産、または内包される構成資産 ( ) : 立地するエリア
			経度	緯度	
1	反正天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34°34' 34"	E 135° 29' 18"	
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳 及び大安寺山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 53"	E 135° 29' 16"	○ (エリア1)
	2-1 仁徳天皇陵古墳				
	2-2 茶山古墳				
	2-3 大安寺山古墳				
3	永山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 05"	E 135° 29' 12"	○ (エリア1)
4	源右衛門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 54"	E 135° 29' 28"	○ (エリア1)
5	塚廻古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 29' 26"	○ (エリア1)
6	収塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 31"	E 135° 29' 16"	○ (エリア2)
7	孫太夫山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 36"	E 135° 29' 06"	○ (エリア2)
8	竜佐山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 40"	E 135° 29' 00"	○ (エリア2)
9	銅亀山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 46"	E 135° 28' 56"	○ (エリア1)
10	菰山塚古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 03"	
11	丸保山古墳	大阪府堺市	N 34° 34' 01"	E 135° 29' 07"	○ (エリア1)
12	長塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 29"	E 135° 29' 16"	○ (エリア2)
13	旗塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 58"	○ (エリア2)

14	銭塚古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 18"	E 135° 29' 03"	○ (エリア 2)	
15	履中天皇陵古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 14"	E 135° 28' 39"	○ (エリア 5)	
16	寺山南山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 22"	E 135° 28' 48"	○ (エリア 2)	
17	七観音古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 24"	E 135° 28' 46"	○ (エリア 2)	
18	いたすけ古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 11"	E 135° 29' 09"		
19	善右エ門山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 09"	E 135° 29' 11"		
20	御廟山古墳	大阪府堺市	N 34° 33' 17"	E 135° 29' 27"		
21	ニサンザイ古墳	大阪府堺市	N 34° 32' 48"	E 135° 29' 58"		
22	津堂城山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"		
23	仲哀天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 57"	E 135° 35' 39"		
24	鉢塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 04"	E 135° 35' 45"		
25	允恭天皇陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 23"	E 135° 37' 00"		
26	仲姫命陵古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 55"	E 135° 35' 37"		
27	鍋塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 17"	E 135° 34' 53"		
28	助太山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 47"		
29	中山塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 49"		
30	八島塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 52"		
31	古室山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 05"	E 135° 36' 34"		
32	大鳥塚古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 34' 01"	E 135° 36' 32"		
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及び二ツ塚古墳		N 34° 33' 44"	E 135° 36' 34"		
	33-1	応神天皇陵古墳				大阪府羽曳野市
	33-2	誉田丸山古墳				
	33-3	二ツ塚古墳				
34	東馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 50"	E 135° 36' 44"		
35	栗塚古墳	大阪府羽曳野市	N 34° 33' 46"	E 135° 36' 45"		
36	東山古墳	大阪府藤井寺市	N 34° 33' 42"	E 135° 36' 19"		
37	はざみ山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 42"	E135° 36' 08"		
38	墓山古墳	大阪府羽曳野市, 大阪府藤井寺市	N34° 33' 28"	E135° 36' 16"		
39	野中古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 32"	E135° 36' 16"		
40	向墓山古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 26"	E135° 36' 22"		
41	西馬塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 22"	E135° 36' 24"		
42	浄元寺山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 25"	E135° 36' 07"		
43	青山古墳	大阪府藤井寺市	N34° 33' 21"	E135° 36' 02"		
44	峯ヶ塚古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 09"	E135° 35' 51"		
45	白鳥陵古墳	大阪府羽曳野市	N34° 33' 04"	E135° 36' 16"		

(4) 構成資産の位置及び緩衝地帯の範囲



制限内容	緩衝地帯	
		重点ゾーン
建築物の高さ制限	31m以下に制限 (一部 45m)	10mまたは 15m以下に制限
建築物の色彩などの形態 意匠の制限	小規模を除く、 建築物の形態意匠を制限	すべての建築物について、規模に 応じた色彩等の形態意匠を制限
屋外広告物の大きさや 高さ等に関する制限	用途地域に応じて、広告物の大 きさ、高さ等の制限	原則掲出禁止

## (5) 顕著な普遍的価値

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の顕著な普遍的価値は、世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において、次の属性によって示される。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

## (6) 国内法による資産の保全

本資産の古墳は、国有財産<sup>1</sup>としての陵墓及び／又は文化財保護法に基づく史跡という位置づけのもと、国(宮内庁)か地域の行政が、一部には民間所有者と連携して適切に保存管理している。

構成資産の保存管理及び緩衝地帯の保全は、法令に基づいて実施され、「百舌鳥・古市古墳群世界遺産推薦書付属資料 1. a 包括的保存管理計画」(以下「包括的保存管理計画」)において以下のとおり示されている。

### 4-1-(1) 構成資産の適切な保存管理の継続

#### a. 法令に基づく保護

構成資産については、その価値を構成する要素を含む範囲を天皇及び皇族の墓所である陵墓及び／または文化財保護法上の史跡として指定し、それぞれの社会的位置づけやこれまでの保存の経緯などもふまえて、万全の保護措置を講じている。

陵墓は、皇室典範により「天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る及びその他の皇族を葬る所」と定められたものであり、その管理は伝統的に国が直接行ってきた。皇室による祭祀が現に行われている場であり、広く皇室及び国民の追慕の対象であるというその性格に鑑み、今後も静安と尊厳の保持を最も大切なこととして管理を行うことから、開発が行われる余地はない。

史跡は、歴史上又は学術上価値の高い遺跡として文化財保護法に基づき国が指定を行った文化財である。その管理は同法に基づき、資産の保存管理を行う大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市や民間所有者が行っており、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為は厳重に規制されている。

【「包括的保存管理計画」47頁】

<sup>1</sup> 皇室典範、国有財産法、宮内庁法に基づく。

#### 4-1-(2) 周辺環境の維持・向上

##### c. 法令等による保全の実施

無秩序な開発の可能性を排除するため、衝地帯範囲内では法令による制限を設けている。緩衝地帯の開発等を規制・誘導する主たる法律は、景観法、都市計画法、屋外広告物法である。これらの法律及びそれに基づき各自治体が定める条例等の規定によって、「建築物の高さ」「建築物の色彩等の形態意匠」「屋外広告物の設置等」が規制されている。

建築等の行為を行う場合、事前に許可・認定を得ることが義務付けられており、事業者が申請段階において、申請内容が制限等に適合するかを、行政機関が適切に審査するとともに、必要な指導・助言することで古墳周辺の良好な環境が保全される。

【「包括的保存管理計画」61頁】

#### (7) 第43回世界遺産委員会における追加的勧告

世界遺産委員会決議 43 COM 8B.18 の 4.h)において、大仙公園基本計画の遺産影響評価について指摘がなされた。

h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には、公園の開発・整備の計画、自転車博物館、大山公園整備計画、展望場所の新設・改修、南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと、資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め、遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

### 3 評価の方法及び実施主体者

大仙公園基本計画は動線計画や植栽管理、防災機能の考え方等その内容は多岐にわたるため、本評価書では資産の顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性がある事項について検討した。具体的にはエリア設定の考え方と古墳の見せ方に関する計画が顕著な普遍的価値の保全に配慮されているか否かについて確認を行った。

評価は計画策定主体者である堺市が実施し、百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会の助言を得つつ評価書作成を行った。

## 4 計画の概要

### (1) 名称

大仙公園基本計画

### (2) 対象範囲

大仙公園都市計画区域（昭和 22 年 1 月決定：総合公園）

都市計画面積 81.10 ヘクタール

開設面積 38.50 ヘクタール（令和 2 年 3 月 31 日現在）

### (3) 全体概要

大仙公園は堺市の中央部に位置するシンボルパークであり、世界遺産百舌鳥・古市古墳群の構成資産に隣接、包含する公園である。平成 29 年度より世界遺産登録を見据え、大仙公園内にある古墳の保全や施設整備等の考え方を明確にするため、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会における有識者の意見を参考にしながら、昭和 47 年に策定した本計画の改定作業を進めてきた。

本計画は、「世界に誇れる古墳を含む公園として、古墳群を保全し、普遍的な価値を伝え後世に継承する」ことを基本理念の一つに掲げる。古墳を保全・継承し、堺市のシンボルパークとして魅力ある都市公園の整備をめざすため、古墳の分布状況や地形からエリア設定を行った【表 1・図 4】。古墳が点在するエリア 2 では、古墳を確実に保全し、古墳が連なる景観を創出するエリアと定める一方で、谷地形にあたり古墳がないエリア 3 では既設の広場を活かし、都市公園としての機能を高めるエリアに定めるなど、エリア毎に機能を定めた【表 2】。

また多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう、エリア 2 は「開けた空間」と「疎林の空間」を創出する一方で、陵墓周辺のエリア 1 やエリア 5 では、陵墓と一体となった緑豊かな風景を創出し、JR 阪和線沿いのエリア 4 は車窓からの古墳群への眺望を確保する「疎林の空間」とするなどエリア毎に植栽イメージを定めた【図 5・6】。植栽の転換は段階的に進め、短期では古墳の解説板など近距離から古墳への眺望を確保し、中期では JR 百舌鳥駅前からも眺望確保を目指すものである【図 7・8】。

公園整備は時代の要請に柔軟に対応しながら段階的に進め、節目において事業の進捗や効果に関する評価・検証を実施し、適宜計画へのフィードバックを図りながら事業を推進する【図 9】。さらに公園内の開発のうち法令に基づき計画されるものであっても、資産に影響を及ぼす可能性が想定される開発については遺産影響評価の実施を明記している。





図2 対象地の位置

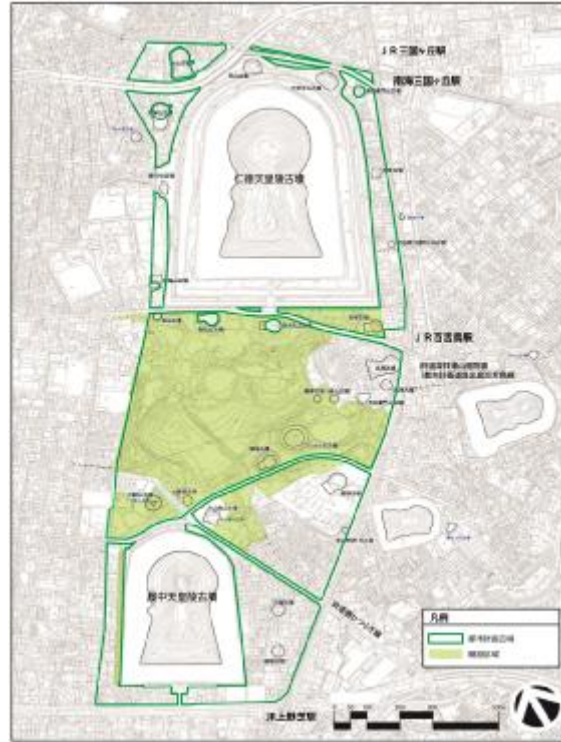


図3 大仙公園の都市計画区域及び開設区域

表1 エリア設定の考え方

エリア名	現状	エリアの考え方	内容
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	ほぼすべて住宅地	シンボリック存在の巨大古墳と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳の確実な保全</li> <li>古墳周辺の視点場の整備</li> <li>陵墓と一体的な拝所周辺の空間の創出</li> <li>来訪者の集積場所（滞留スペース・動線）の確保</li> </ul>
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	大半は公園開設区域で、エリア北東部（JR 百舌鳥駅西側※）等は住宅地 ※土地公有化が進行中	様々な形の古墳が点在する特徴を活かし、古墳が連なる景観を創出するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>古墳の確実な保全</li> <li>古墳に配慮した便益施設の整備</li> <li>公園へのメインエントランス空間として整備（JR 百舌鳥駅前）</li> <li>樹林地内に点在する古墳の姿がわかるような疎林空間の展開</li> <li>点在する古墳が一体的に見える解放感のある空間の展開</li> </ul>
<b>エリア3</b>	ほぼすべて公園開設区域	既設の広場を活かしたオープンスペースを中心とした空間を展開するエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>堺市のシンボルパークとして都市公園の機能向上</li> <li>既存施設（大芝生広場・博物館等）を活かして余暇活動を楽しむ場として活用</li> <li>災害時に避難スペースとして機能</li> </ul>
<b>エリア4</b>	ほぼすべて住宅地	隣接する巨大古墳の緑と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>車窓景観を意識した疎林空間の形成</li> <li>公園へのエントランス空間として整備（JR 上野芝駅前）</li> </ul>

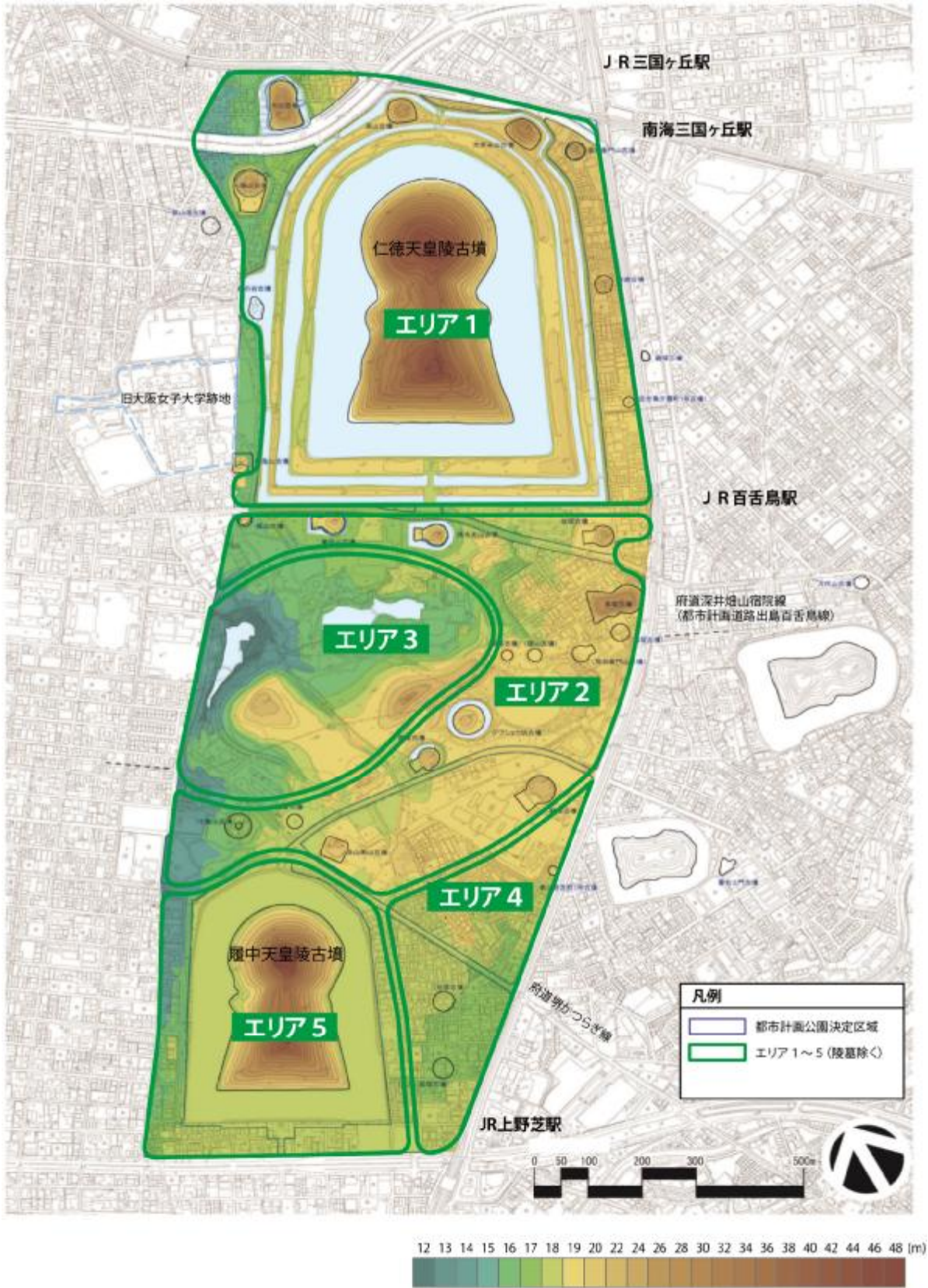


図4 エリア設定図





図5 大仙公園の現況（令和2年1月撮影写真）

表2 各エリアの機能と施設整備のイメージ

エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
<b>エリア1</b> <b>エリア5</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路） ・修景施設（植栽、花壇等） ・休養施設（休憩所、ベンチ等） ・遊戯施設（遊具等） ・教養施設（案内板等） ・視点場
		(2) 健康	②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①陵墓の雄大さを体感できる機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもたちの健全な育成、保護者間の交流機能	
	景観形成	(1) 景観	①古墳の緑と水辺が一体となった百舌鳥野の景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ・南海三国ヶ丘駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観を考慮した植栽密度とする。 ・周遊路からの景観にリズムを生むため陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。 ・住宅や幹線道路との境界にはバッファとしての機能を持たせる。	
(2) 環境		①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能		
<b>エリア2</b> (陵墓を除く)	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	・園路及び広場（駅前広場と一体的なメインの広場、催し広場、周遊路） ・修景施設（植栽、花壇等） ・休養施設（休憩所、ベンチ等） ・遊戯施設（遊具等） ・教養施設（都市緑化センター、案内板等） ・便益施設（観光案内所、飲食店、売店、便所、駐車場等） ※小規模なもの ・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等） ・管理事務所 ・視点場
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	①古墳群を身近に体感できる機能 ②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	①文化活動、文化発表の場としての機能 ②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもたちの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	②資産としての古墳群の連なりを活かした景観形成 ③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 百舌鳥駅の駅前広場と一体的なエントランス空間とする。 ・駅前からの陵墓への見通しや、古墳群の連なりを視覚的に把握できるようにするため、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・古墳群に対する視点場や主園路からのシークエンス景観を考慮し、樹木を効果的に配置する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	



エリア名	機能分類	主な機能	エリアに求められる利活用の機能	主要施設
エリア3	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（大芝生広場、憩いの広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（桜街道、修景池、植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（児童の森、遊具等）</li> <li>・教養施設（日本庭園、茶室、博物館、図書館、平和塔、案内板等）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> <li>・防災施設（防災倉庫、防災トイレ等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	②観光事業の実施、イベント等が開催できる場としての機能 ③視点場、撮影スポットとしての機能 ④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能 ②大規模災害後の復興の拠点機能	
	景観形成	(1) 景観	⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・既存の植栽を活かしながら、陵墓へ視線が抜ける部分を確保するなど、樹木密度に濃淡をつくる。 ・施設と周辺景観との調和を図る植栽配置とする。 ・集客施設へのアプローチを考慮した植栽とする。 ・エリア2との境界付近に植栽を配置することにより、古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木など花の名所としての管理を行う。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	
エリア4	利活用	(1) レクリエーション	①都市住民の多様な余暇活動の場としての機能 ②緑によるリラクゼーション、癒しの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路及び広場（駅前広場と一体的なサブ的な広場、周遊路）</li> <li>・修景施設（植栽、花壇等）</li> <li>・休養施設（休憩所、ベンチ等）</li> <li>・遊戯施設（遊具等）</li> <li>・教養施設（履中天皇陵古墳ビュースポット）</li> <li>・便益施設（飲食店、売店、便所、駐車場等）</li> </ul>
		(2) 健康	①広場や遊具等で健康運動ができる場としての機能 ②ウォーキングやジョギング、サイクリング等の周遊機能	
		(3) 観光	④来訪者を迎え入れる案内、サービス機能（飲食、物販含む）	
		(4) 文化・教養	②古墳群を身近に体感し、日本の伝統文化に触れる歴史・文化体験機能	
		(5) コミュニティ	①地域の人たちの交流の場としての機能 ②地域の子どもの健全な育成、保護者間の交流機能 ③地域のイベント等が開催できる場としての機能	
		(6) 防災	①大規模災害時における延焼防止や広域避難地としての機能	
	景観形成	(1) 景観	③日本の歴史・伝統文化を体感できる場としての機能 ④陵墓の雄大さを引き立てる引き空間としての機能 ⑤緑により四季の変化が織りなす潤いのある景観形成機能 ・JR 上野芝駅からのアクセスを考慮したエントランス空間とする。 ・JR 阪和線から陵墓への車窓景観に配慮し、陵墓の引き空間として、落葉広葉樹の高木を中心とした疎林とする。 ・マツなどの特徴ある樹種にて陵墓の周囲を誘導し、陵墓への見通しを確保する。 ・陵墓への車窓景観にリズムを生むため、視界から陵墓を見え隠れさせる樹林帯を設ける。また、エリア2との境界付近に配置することにより古墳群への視線を誘導する。 ・既存の主園路の桜並木からの連続性を確保する。	
		(2) 環境	①古墳の緑と濠の水辺環境の保全機能 ②陵墓の保全のための緩衝機能 ③都市の生物多様性のネットワーク形成における拠点機能	

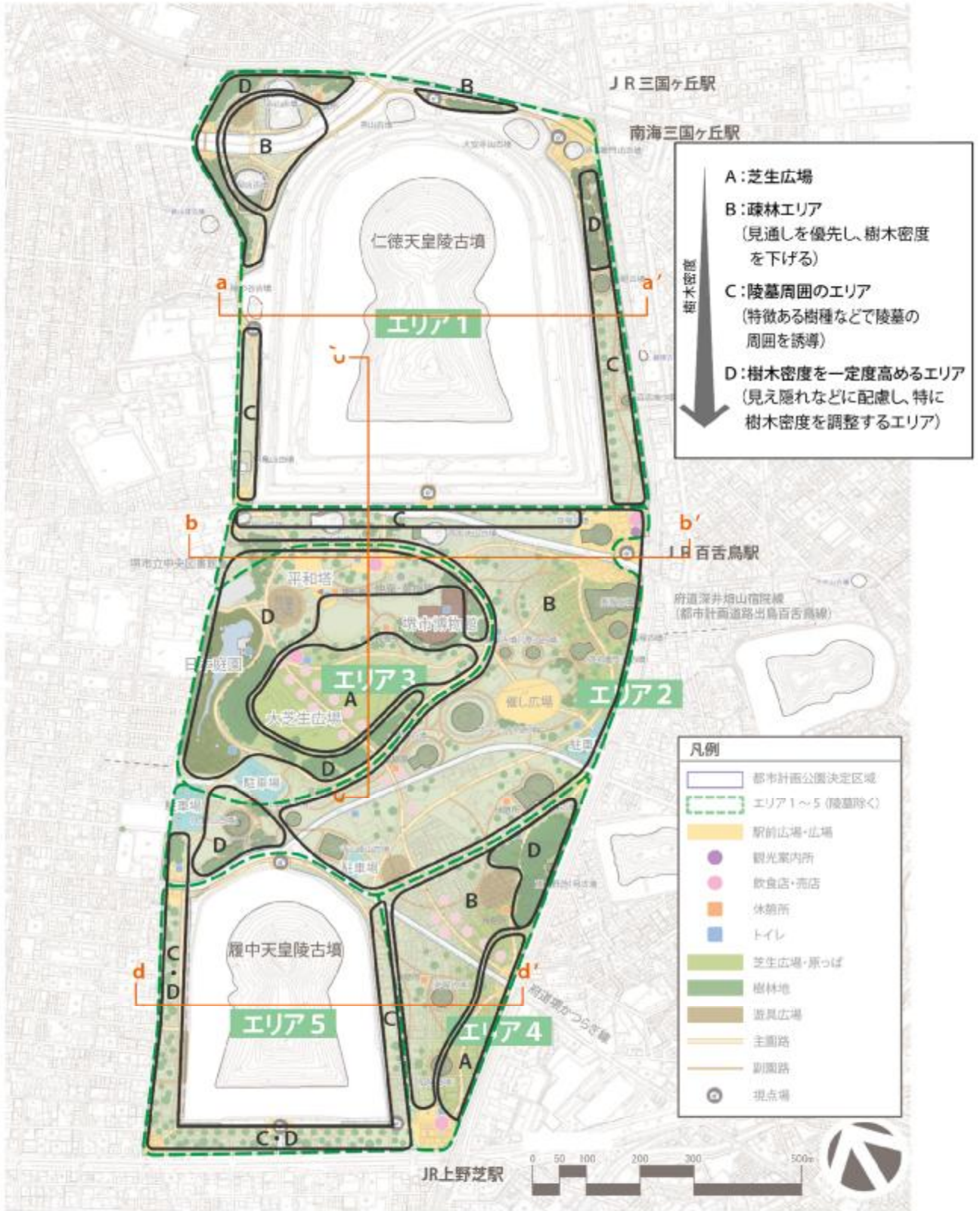


図6 植栽のゾーニングイメージ





図7 園内景観・車窓景観の考え方



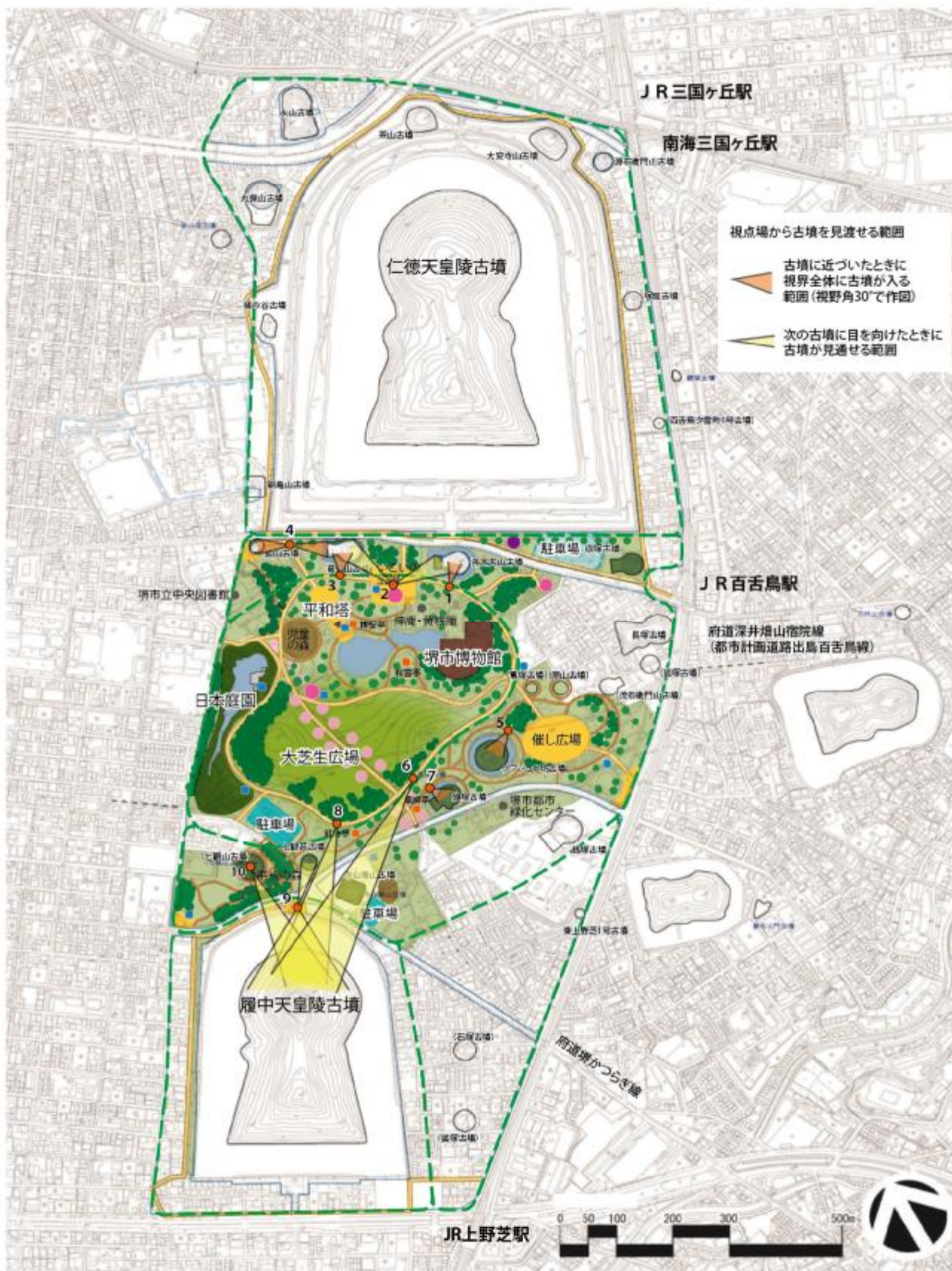


図8 古墳の見せ方と植栽の考え方(短期)



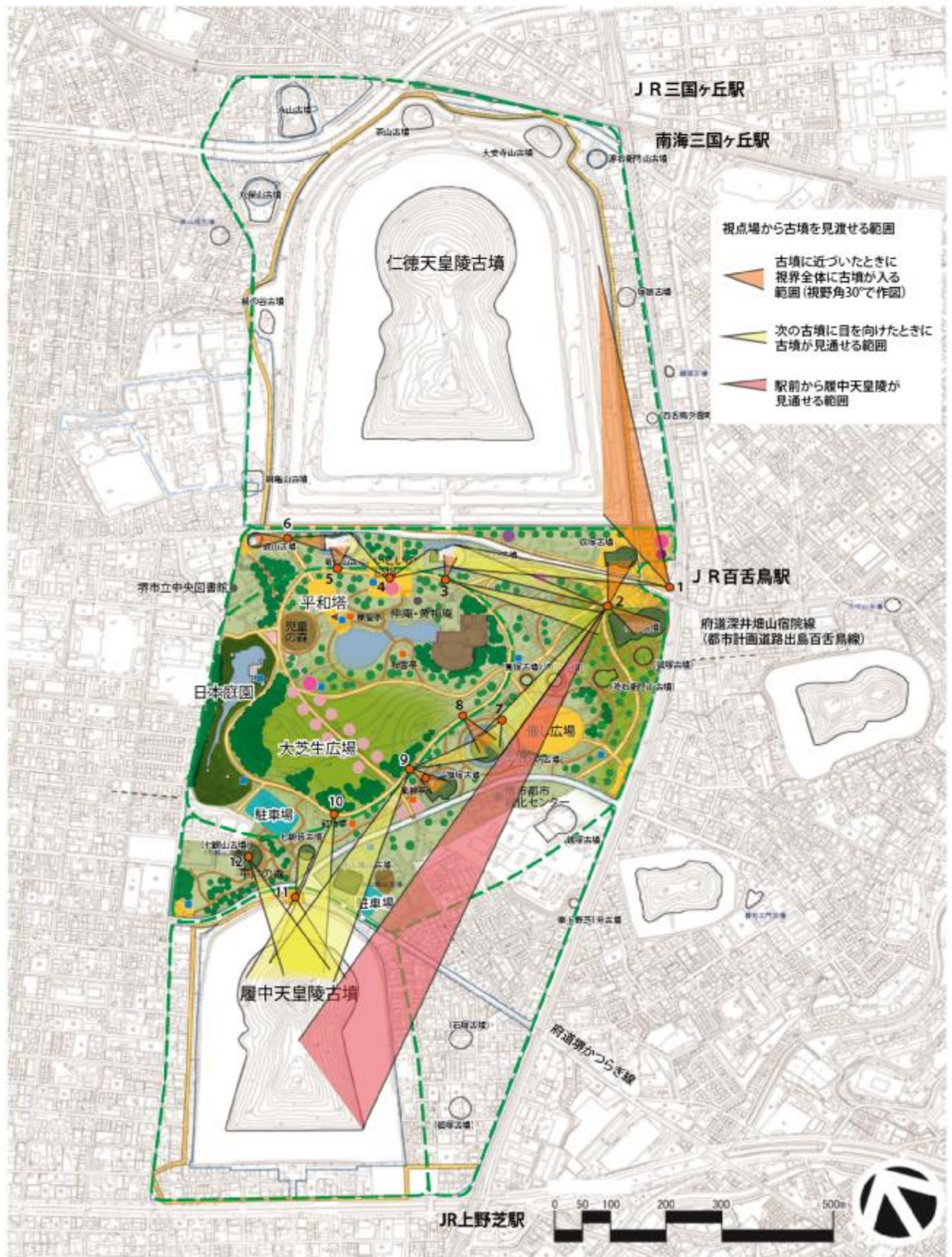


図9 古墳の見せ方と植栽の考え方 (中期)

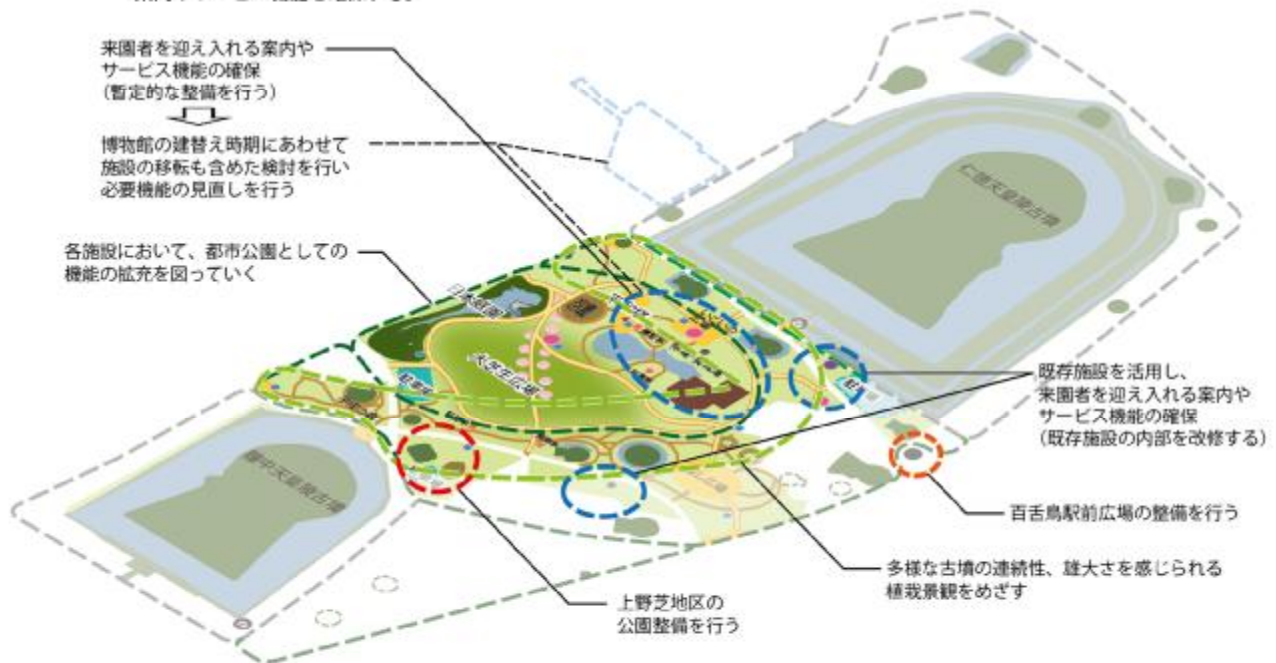


## 大仙公園の短期～中期の変遷イメージ

短期～中期にわたり、世界遺産のある公園として、多様な古墳の連続性や雄大さを感じる公園を目指し、時代の状況・要請に合わせて柔軟に計画を変化させながら、公園の整備を進めていく。

### ■大仙公園の将来像図(短期)

世界遺産のある公園として、現在の公園区域内で、資産に配慮した景観形成と来園者を迎える案内やサービス機能を確保する。



### ■大仙公園の将来像図(中期)

百舌鳥駅前地区について、世界遺産への玄関口となるエントランス空間の整備を行う。



図 10 大仙公園の短期～中期の整備イメージ

## 5 計画による資産への影響

### (1) 「顕著な普遍的価値」への影響

世界遺産委員会決議 **43COM8B.18** で採択された「顕著な普遍的価値の言明」において示された属性【下表】に基づき、顕著な普遍的価値への影響を評価した。

大項目	細項目
a) 49 基の墳墓 (世界遺産の構成資産)	a1) 幾何学的形状
	a2) 築造方法と材料
	a3) 濠
	a4) 考古遺物と内包物 (副葬品、埋葬施設、埴輪を含む)
b) 古墳のセッティング	b1) 大阪地域での古墳の視覚的存在感
	b2) 古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり
c) 無形的 (古墳に備わった葬送文化的) な側面	c1) 独特な葬送習慣の物証
	c2) 儀礼のための使用の物証

#### a) 49 基の墳墓

##### a1)幾何学的形状・a2)築造方法と材料・a3)濠・a4)考古遺物と内包物

本計画では、古墳の分布や地形に基づき大仙公園に5つのエリアを設定し、エリア毎に機能や施設整備の方向性が示されている。本計画の対象範囲に含まれる構成資産は、総数 **49** 基の古墳のうち **17** 基であり、構成資産としての古墳が分布するのは、エリア1、エリア2およびエリア5である。これらの古墳は、いずれも史跡及び陵墓として、現状変更に対する厳しい制限の下で保存管理されるものであり、本計画によってその取扱い\*に変更が生じることはない。

したがって、本計画に基づき実施される公園の開発が「**49** 基の墳墓」とそれらの「幾何学的形状」、「築造方法と材料」、「濠」、「考古遺物と内包物」に負の影響を及ぼすことはない。

\*包括的保存管理計画の記述のとおり（本評価書 p. 6に掲載）、陵墓は、静安と尊厳の保持を本義として国が管理を行っており、開発の余地はない。史跡では、文化財保護法に基づき、現状変更に対する厳しい制限がしかれており、資産の保存や活用を目的とする整備など、必要な事業に限り、かつ最低限の範囲において認められることとなる。

#### b) 古墳のセッティング

##### b1)大阪地域での古墳の視覚的存在感

本計画の対象地は、後述のとおり、包括的保存管理計画において定める緩衝地帯として保全が図られている。さらに、本計画では、**JR** 阪和線沿いの一部区間は開放的な空間とし、電車から公園内の古墳への眺望を

確保することなど、良好な周辺環境の形成にむけて、包括的保存管理計画よりさらに踏み込んだ内容が示されている【図8】。

したがって、本計画により、「大阪地域の古墳の視覚的存在感」がさらに高まり、価値理解の向上に資することが期待される。

## **b2)古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり**

本計画では、多様な古墳の連続性や雄大さを感じることができるよう、古墳の見え方・見通しに配慮された植栽や施設整備に関する考え方が示されている【表2・図5～8】。古墳が点在するエリア2では、便益施設の設置は小規模なものに限るとともに、法令に基づく公園の開発であっても、資産に影響を及ぼす可能性が想定される場合は、遺産影響評価の実施を行うこととされている。さらに、樹木密度の調整によって古墳間の眺望を確保し、古墳が連なる景観の創出をめざすことが示されている。

したがって、本計画により「古墳と古墳の間の今も残る物理的・視覚的つながり」が顕在化し、価値理解の向上に資することが期待される。

## **c)無形的（古墳に備わった葬送文化的）な側面**

### **c1)独特な葬送習慣**

a)ですでに述べたとおり、本計画は古墳の保全に十分な配慮がなされており、その保存管理上の取り扱いに変更を生じることはない。

したがって、本計画により、古墳それ自体が内包する古墳の外形や埴輪・葺石によって示される葬送文化の舞台としての特性及び埋葬施設で表される「独特な葬送習慣の物証」に負の影響が及ぶことはない。

### **c2)儀礼のための使用の物証**

陵墓においては、現在でも祭祀が行われているが、本計画は陵墓を対象に含むものではない。さらに、陵墓の祭祀が行われる拝所の周囲にあたるエリア1及びエリア5は、「シンボリック存在の巨大古墳と一体となった緑豊かな百舌鳥野の風景を印象づけるエリア」としての位置付けの下、陵墓との一体的な空間形成を目指すことが定められており、周辺において荘厳な雰囲気をも損なう可能性のある利用はなされない。

したがって、本計画により「儀礼のための使用の物証」に負の影響が及ぶことはない。

## **(2)「緩衝地帯の保全」への影響**

本資産では、周辺景観の維持・向上を図るため、包括的保存管理計画に記載のとおり（本推薦書 p.6 に掲載）、1)多様な規模と形の古墳と調和した景観形成を図る、2)巨大古墳周辺の眺望景観を保全する、の2点を基本方針とし、法令による制限を設けている。

本計画の対象地である大仙公園は、緩衝地帯内において特に厳しい法令の制限がしかれた重点ゾーンに該当する。本計画はこれを前提としたものであり、今後計画される公園内の開発は法令に基づき実施される。さら

に、本計画には、資産に影響を及ぼす可能性が想定される開発については遺産影響評価の実施が明記されている。

したがって、本計画により緩衝地帯の保全に負の影響が及ぶことはない。

## 6 評価

本計画改定に伴う遺産への影響について以下の通り評価する。

- 本計画は、古墳の分布と地形に基づいて公園内をエリア区分し、エリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものである。今後、公園内において具体的な開発計画が立案された場合には、本計画の内容に沿って個別にその適否が判断されることとなる。
- 本計画の内容は、構成資産である古墳に関する史跡及び陵墓としての保存管理に変更を加えるものではないことから、本資産の価値を伝える属性 **a)**「49 基の墳墓」に負の影響を及ぼすことはない。
- 資産の周辺環境に関しては、古墳が点在するエリアについて、古墳の確実な保全を明記し、必要に応じて遺産影響評価を実施することなどが示されているほか、植栽管理により古墳への眺望の確保及び古墳が連なる景観形成が期待されることから、属性 **b)**「古墳のセッティング」に有益な影響を生じるものと考えられる。
- 本計画の対象には、祭祀が行われている陵墓は含まれず、かつその周囲について陵墓との一体的な空間形成をめざすことが定められていることから、属性 **c)**「古墳の無形的側面」に有益な影響を生じるものと考えられる。
- 緩衝地帯の保全にも影響はなく、顕著な普遍的価値を効果的に保護するための機能に負の影響を及ぼすことはない。
- 結論として、大仙公園基本計画は、既存の構成資産の保存管理および緩衝地帯の保全の枠組みを前提として、公園内のエリア区分並びにエリア毎の機能・利活用のあり方及び植栽管理等について定めたものであり、百舌鳥・古市古墳群の顕著な普遍的価値を伝える属性である「49 基の墳墓」、「古墳のセッティング」、「古墳の無形的側面」のいずれにも負の影響を及ぼすことはなく、かつ適切な植栽管理が進むこと等により顕著な普遍的価値の理解向上に寄与するものであると評価する。

大仙公園基本計画改定にかかる今後のスケジュール

	大仙公園基本計画	大仙公園基本計画HIA
10月	第8回学術委員会： 計画案について意見聴取	第8回学術委員会： 計画案に対するHIAについて意見聴取
11月		修正案を文化庁と協議 委員長に報告  英 訳
12月	堺市緑の政策審議会： パブコメ原案を報告	第9回学術委員会： 修正案を報告  保存活用会議にて承認、協議会に報告
1月	パブコメ実施	文化庁に提出 ユネスコ報告
2月	パブコメ結果・ユネスコ回答(*1)による修正	パブコメ結果による修正(*4)
3月	第10回学術委員会：最終原案を報告(*2)  堺市緑の政策審議会：最終原案を報告(*3)	第10回学術委員会：ユネスコ回答報告
4月		
5月	成案の決裁→議会へ報告→改定公表(*3)	

\* 1 成案後にユネスコ回答を得た場合は、個々の事業計画において回答内容について配慮する

\* 2 パブコメの結果、計画に重大な変更が生じた場合は、3月の学術委員会にてパブコメ結果の報告および修正案についての意見聴取を行い、4月以降の学術委員会にて最終原案の報告

\* 3 パブコメの結果、計画に重大な変更が生じた場合は、3月の緑の政策審議会にてパブコメ結果の報告および修正案の報告を行い、4月以降の緑の政策審議会にて最終原案の報告

\* 4 パブコメの結果、計画に重大な変更が生じた場合は、学術委員会での検討のうえ、計画変更をユネスコに報告